

2月4日の川崎市社会教育委員会議を傍聴して

岡本正子（川崎の文化と図書館を発展させる会）

令和3年度川崎市社会教育委員会議第6回定例会

2月4日（金）18：30～20：30 宮前市民館・視聴覚室

傍聴者：6名

社会教育委員会議とは

社会教育委員会議は、社会教育法第15条の規定により、条例で設置され、教育関係者や学識経験者、社会教育団体からの推薦、社会教育の経験を持つ公募市民（2名）を含む20名（任期2年）からなり、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に対する答申のほか、必要に応じて研究調査を行う川崎市教育委員会の附属機関です。

これまでの経緯

川崎市は2020年8月に「新しい宮前市民館・図書館基本計画」（資料①）を、さらに2021年3月「今後の市民館・図書館のあり方」（資料② 以下、「あり方」）を策定しました。市民館・図書館は、教育委員会が所管する社会教育施設ですが、この「あり方」の検討は、福祉やまちづくり、環境分野の施策などとの連携が必要であるとして、教育委員会だけでなく、総務企画局、財政局、市民文化局、健康福祉局など副市長をトップとする庁内横断的な組織で行われました。そして「民間活用（川崎版 PPP）推進方針」に基づき、民間の持つアイデアやノウハウを最大限活用するという基本方針が示されていました。

今年1月、「あり方」を具体化するための「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめ」（資料③）が公表されました。そこでは、「あり方」をさらに進めて、民間活力のさらなる活用の検討を打ち出し、指定管理者制度や業務委託の拡充など民間活力のさらなる活用の検討を進めると明記しています。

冒頭の規定にあるように、社会教育委員会議は社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に答える立場にあります。しかしながら、「今後の市民館・図書館のあり方」の時も、またこの度の「管理・運営の考え方」についても、報告を受けるだけで議論の機会を与えられていません。

市民館・図書館に関する意見・質疑

2月4日の会議では、報告事項として「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめ」と「（仮称）川崎市民館・労働会館管理運営計画に関する中間とりまとめ」（資料④）についての報告として、生涯学習推進課から内容の説明が行われました。

それに対して、委員からはさまざまな意見や質問がありました。

主な意見に、「新しい生活様式」や「多様なニーズ」に対応するためというが、指定管理や委託などの民間活用をしなければならない理由がはっきり示されていないという指摘がありました。

生涯学習推進課は、限りある人材、財源で多様なニーズに応えるためには、民間のアイデアやアドバイスが必要という観点です。

しかし、委員からは、民間がすべてよいわけではない、失敗例も含めて検証するように求める意見が出されました。以下、主な質疑や意見です。

質問：指定管理が示されたのか？

回答：「あり方」をもとに検討中

質問：平成28年3月発行の社会教育委員会議研究報告書「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて－市民館、図書館のあり方を中心に－」（資料⑤）には、市民館・図書館の指定管理導入の必要性はない、との結論だが、職員は検討したか。

回答：職員はみな読んでいる。

質問：5月の最終案がまとまるまでに、進捗状況を示してほしい。

回答：普通は検討途中を公開しないが、進捗状況を示すために、今回の中間とりまとめを出した。意見は参考にする。

質問：どのようなニーズが指定管理の導入になるのか。情報発信とかアウトリーチか？

民間ならできて、行政ではできないといえるか？

回答：どれが何に対応しているというわけではない。新しいニーズに応えるために、今までにない方法を考える、地域に出て行くことも考えるとなると、職員だけでできるか、という観点で検討している。限りある人材で、多様なニーズに対応できるか。職員を増やせばできるかもしれないが、今はそれができない。単純な数の話だけではない。民間のノウハウ、知見、マンパワーの活用など、検討している。

質問：この「管理・運営の考え方」によって、市民は利用しやすくなるのか。利用するのは市民。市民館・図書館は管理・運営が目的ではなく、使う市民が社会性を持つよう、育つよう、職員と市民と一緒に話をするところ。外部に任せるのではなく、使う市民を信用してほしい。

回答：市民のさまざまな意見を聞いて、それを実現するために検討している。引き続き市民の力も借りる。民間に丸投げはしない。行政が中心的な役割を担うことは変わらない。

質問：どういう人に任せるのか

回答：「あり方」を受けて、新しいことをどうすれば実現できるか、民間にアドバイスを受けながらやる。市民館・図書館の職員は忙殺されている。それを軽減しながら新しいことに注力するためには、民間に任せることも選択肢のひとつ。

質問：「効率的・効果的」という言葉に具体性がない。民間の活用が「効率的・効果的」か検証したか？民間がすべてよいわけではない。失敗の例もある。

回答：市民館・図書館の予算は潤沢にない。増えるニーズに対して限りある財源をどう使うかを考えて体制を検討する。他都市の例も参考にする。

議長：直営だったものが、民間へという選択肢が示されたのは大きな転換。財源の問題、市民参加をどうするか、今後継続して議論したい。事務局も関わってほしい。

続いて行われた県の連絡協議会地区研究会の報告と、協議事項の今期研究活動のまとめについては、省略します。

傍聴して

指定管理者制度については、教育機関や調査研究機関、専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要のある機関にはなじまないと、片山善博総務大臣や高市早苗総務大臣（当時）の発言があります（注1）。現に、指定管理者制度を導入した図書館のその後を追跡した調査では、導入直後は利用者や貸出も増えますが、数年後には減少に転じていることが検証されています（注2）。川崎市は、このような事例を検証したのでしょうか。

2019年の台風19号で浸水被害を受けた川崎市市民ミュージアムは、2017年度から指定管理者制度が導入され、アクティオ・東急コミュニティ共同事業体に運営が委ねられていましたが、専門性の高い学芸員を重要視しませんでした。学芸員資格を持つスタッフは待遇の劣悪さに次々と退職し、学芸員である元館長は解雇されました。その元館長が、収蔵品を浸水被害から守るために上の階に移動することを進言していましたが、それが実行されなかったため、26万点の内22万9千点が水没するという結果を招きました。収蔵品の総額は約42億円といわれますが、失われたものはお金に換えられません。

図書館、市民館、博物館などの文化施設はただの集客施設ではなく、市民の文化的環境を保障するための社会教育機関です。これらには、それぞれの法律に定められた重要な使命があります。川崎市が効率的・効果的運営を目指すとき、その文化的な使命を軽んじてはいないでしょうか。社会教育について話し合う市民の代表からなる社会教育委員会議で議論をしないということは、行政だけで決めてしまっているということにならないでしょうか。

本質的な業務ではなく多様なニーズを理由にサービスを広げて、かえって現場に負担を強いて、そのあげく基幹業務を民間に任せるといった結果にならないか心配です。

（注1）

平成22（2010）年12月28日総務省から地方公共団体へ指定管理者制度の導入について注意喚起する文書を出す。平成23（2011）年1月5日記者会見にて、片山善博総務大臣「本来、指定管理者になじまないような施設についてまで、指定管理の波が押し寄せて、現れてしまっ

ているという。そういうことを懸念していたものですから、改めて、その誤解を解いたり、本来の趣旨、目的を理解していただくために出した。」

平成28(2016)年11月25日の19回経済財政諮問会議において、高市総務大臣は「経済・財政一体改革の推進に向けた地方財政改革の取組について」を提起。そのなかで、図書館、博物館、公民館、児童館などの管理について、以下の地方団体や図書館関係団体などの意見等を踏まえ、トップランナー方式の導入を見送ることとすると表明。

○地方団体においては、以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多い。

- ・教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である。(図書館、博物館等)

- ・専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある。

○関係省（文部科学省及び厚生労働省）や関係団体（日本図書館協会等）において、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見がある。(他省略)

(注2)

- ・田井郁久雄「データで見る指定管理者制度の実態－サービスと経費」『図書館界』7(6), 2019.3, pp.632-643.

https://www.jstage.jst.go.jp/article/toshokankai/70/6/70_632/_pdf

- ・田井郁久雄「図書館民営化はなぜ問題なのかー サービス・経費・職員体制をデータにより検証する」(2021年2月14日倉敷市民会館の講演記録)

*こちらについて希望される方は、kawabunnto@gmail.com までご連絡ください。

関係資料

資料① 「新しい宮前市民館・図書館基本計画」

https://www.google.com/url?client=internal-element-cse&cx=008122908043988254239:c9u3mt5xz28&q=https://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000107/107945/kekkahonpen.pdf&sa=U&ved=2ahUKEwjdqYzr3ff1AhVhKqYKHY_bAvMQFnoECAgQAQ&usg=AOvVaw36i789crREj4PKtvs_O8YL

資料② 「今後の市民館・図書館のあり方」

<https://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000115/115175/arikatahonpen.pdf>

資料③ 「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめ」

https://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000115/115175/kanriunnei_tyukant_ormatome.pdf

資料④ 「(仮称) 川崎市民館・労働会館管理運営計画に関する中間とりまとめ」

<https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000127/127683/040127-1.pdf>

資料⑤ 平成 26・27 年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書

「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて―市民館、図書館のあり方を中心に―」

<https://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000000/11/2627houkokusyo.pdf>

以上